



男鹿市

老人福祉計画・介護保険事業計画

平成 30 年度～平成 32 年度

平成 30 年 3 月

1 計画策定の背景と趣旨

日本の高齢化は世界に類のない速さで進行しており、国勢調査によると平成 27 年 10 月の高齢者人口は、団塊の世代（昭和 22 年～24 年生まれの第 1 次ベビーブーム世代）が 65 歳以上の高齢者となっていることもあり、3,392 万人と大幅に増加し、総人口に占める割合は 26.7%と人口、割合ともに過去最高となっています。

本市においても高齢者人口及び高齢化率は増加傾向にあり、平成 29 年 10 月時点の 65 歳以上の高齢者は 12,297 人、高齢化率は 43.1%となっています。

今後の推計では、平成 37 年には 50.2%となり、人口のおよそ半数が高齢者となると予測されます。

今後、急速に高齢化が進行するであろうと予測されており、併せて一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護及び認知症高齢者等が増加することも見込まれています。

第 6 期計画においては、在宅医療・介護連携の充実、地域ケア会議の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等を重点的に進めるため、平成 37 年度を目標とした、中長期的な視点に立った計画を策定し、高齢者施策を推進してきました。

今回、平成 29 年 5 月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

これらの背景を踏まえ、本市では「第 6 期老人福祉計画・介護保険事業計画」が平成 29 年度において期間満了を迎えることから、第 6 期計画の成果や本市の状況、高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえ将来的な高齢者を取り巻く状況を視野に入れつつ、来るべき高齢化のピーク時に目指すべきケアシステムの実現を目指して「第 7 期老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

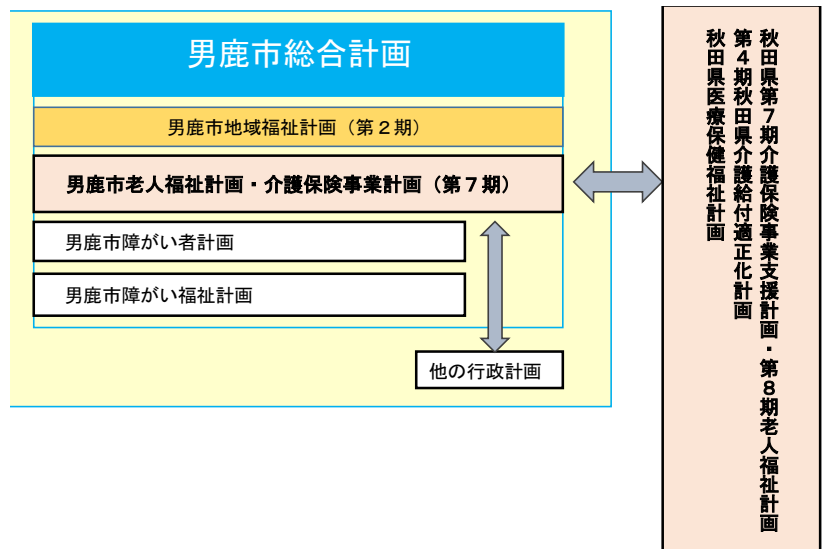
2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令等

本計画は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条に基づく「介護保険事業計画」であり、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号第20条の8に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である男鹿市総合計画の部門別計画として位置づけるとともに、市の地域福祉計画など高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定します。また、国の指針をはじめ、秋田県の介護保険事業支援計画、介護給付適正化計画、医療保健福祉計画とも整合性を図ります。



3 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間となります。

また、第6期計画と同様に団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までを見据えた中長期的な取り組みを推進する計画となります。



4 高齢者及び要支援・要介護認定者等の将来推計

(1) 人口と高齢者数の将来推計

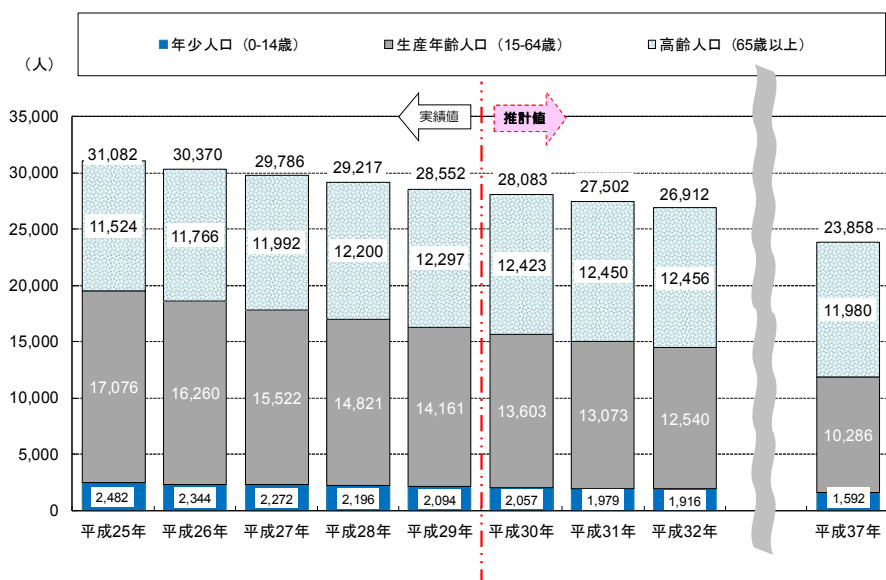
本市の過去の人口変化率の実績値を用いて平成25年以降の人口推計を行った結果、本市の人口は減少傾向にあり、平成32年では平成29年から1,640人減少し、26,912人になると推計されます。その一方で、高齢者人口は、平成32年まで増加傾向で推移すると推計されます。

●男鹿市の推計人口

(単位：人、%)

区 分	← 実績値 →					← 推計値 →			
	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	平成31年 2019年	平成32年 2020年	平成37年 2025年
年少人口 (0-14歳)	2,482 8.0%	2,344 7.7%	2,272 7.6%	2,196 7.5%	2,094 7.3%	2,057 7.3%	1,979 7.2%	1,916 7.1%	1,592 6.7%
生産年齢人口 (15-64歳)	17,076 54.9%	16,260 53.5%	15,522 52.1%	14,821 50.7%	14,161 49.6%	13,603 48.4%	13,073 47.5%	12,540 46.6%	10,286 43.1%
40-64歳人口	10,892 35.0%	10,364 34.1%	9,960 33.4%	9,504 32.5%	9,165 32.1%	8,814 31.4%	8,513 31.0%	8,209 30.5%	6,899 28.9%
老年人口 (65歳以上)	11,524 37.1%	11,766 38.7%	11,992 40.3%	12,200 41.8%	12,297 43.1%	12,423 44.2%	12,450 45.3%	12,456 46.3%	11,980 50.2%
前期高齢者 (65-74歳)	4,995 16.1%	5,257 17.3%	5,438 18.3%	5,603 19.2%	5,627 19.7%	5,702 20.3%	5,696 20.7%	5,735 21.3%	4,698 19.7%
後期高齢者 (75歳以上)	6,529 21.0%	6,509 21.4%	6,554 22.0%	6,597 22.6%	6,670 23.4%	6,721 23.9%	6,754 24.6%	6,721 25.0%	7,282 30.5%
合 計	31,082	30,370	29,786	29,217	28,552	28,083	27,502	26,912	23,858

●男鹿市の年齢3区分人口推計



※人口推計：コーホート変化率法による

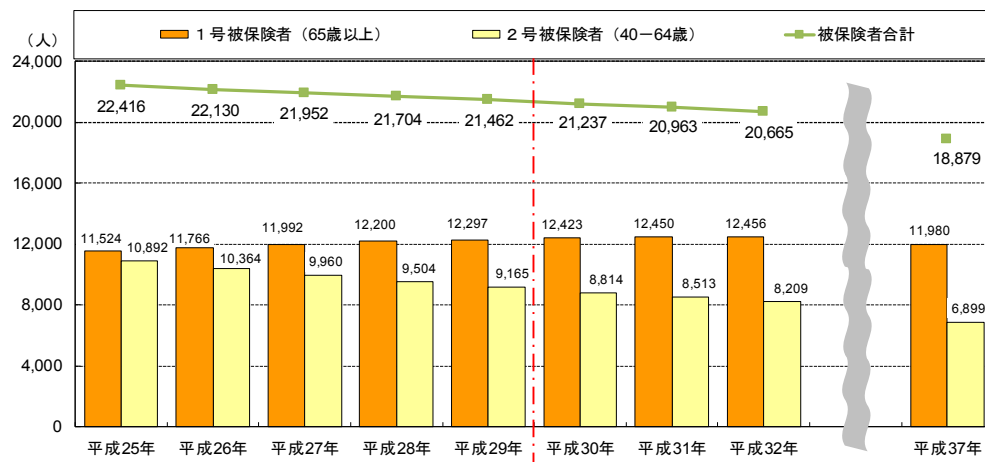
各年10月1日現在

(2) 被保険者数の見込み

推計人口から、介護保険の第1号被保険者、第2号被保険者数の今後の増減をみると、65歳以上の第1号被保険者は、平成32年まで増加傾向で推移すると推計されます。また、40歳から64歳の第2号被保険者数は減少傾向で推移しています。

平成32年の被保険者数は、第1号被保険者が12,456人、第2号被保険者は8,209人の合計20,665人と推計されます。

●第1号被保険者数と第2号被保険者数の見込み



※人口推計：コーホート変化率法による

各年10月1日現在

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

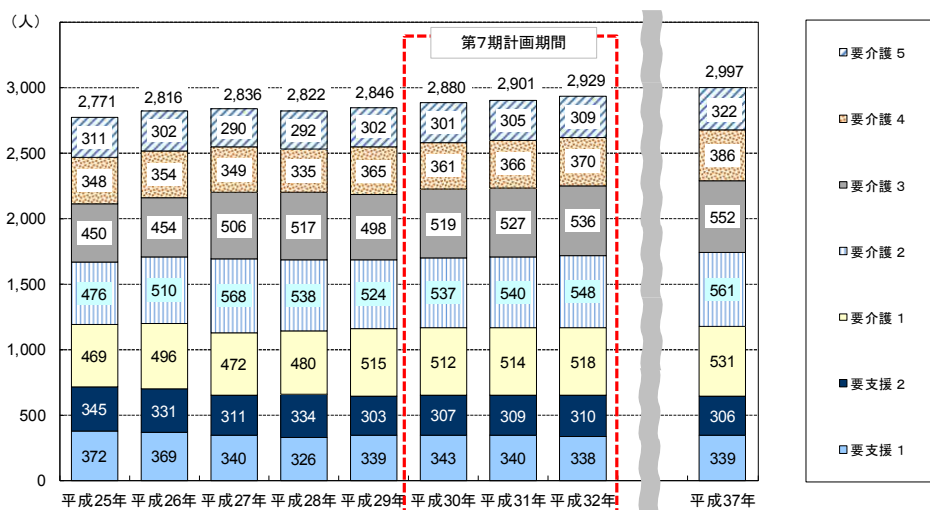
本市の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率の実績、介護予防効果などを踏まえ、平成29年以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

要支援・要介護認定者数は、第7期計画期間の各年において毎年の増加が見込まれ、平成32年には平成29年よりも83人増え、2,929人となる見込みです。

この認定者数を基にして介護保険サービスの利用量を見込んでいます。

なお、平成32年以降も増加傾向で推移すると見込まれ、平成37年には、2,997人となる見込みです。

●男鹿市の認定者数の推移



各年10月1日現在

5 男鹿市の特徴と課題

各種統計データやアンケート調査結果、地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析等から、本市の特徴と課題を整理します。

(1) 高齢者数、高齢者世帯の増加

本市の高齢化率は、平成 29 年 10 月現在 43.1%と、県内市では一番高く、75 歳以上の後期高齢者数が、65～74 歳の前期高齢者数を上回り推移しています。

また、国勢調査からは、全世帯数が減少している中で、65 歳以上の世帯員がいる世帯は増加しており、平成 27 年では全体の 66%となっています。さらに、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯いずれも世帯数、比率ともに増加しており、特に高齢者単身世帯の増加が顕著となっています。

高齢者数及び高齢者世帯数の増加の一方で、高齢者を支える生産年齢（15～64 歳）人口は減少傾向にあることから、今後地域での支えあいや見守り等の必要性は高まり、高齢者自身も支える側になってもらえるような小さな単位での地域づくりが課題といえます。

(2) 高い要支援・要介護認定率

要支援・要介護認定率は、平成 29 年 10 月現在 22.8%で、県内でも高い値となっています。また、地域包括ケア「見える化」システムにより地域間比較をしてみると、本市は、要介護 1～3 の認定を受けている方の割合が秋田県平均より高い状況にあります。

このため、自立支援、重度化防止等の取組みを進めるにあたっては、要支援・要介護認定率の増加傾向を少しでも抑えることができるよう、元気な高齢者を増やすため介護予防事業の推進を図ることと並行して、要介護認定を受けた方の重度化防止に向けた対策として、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止につながるよう、軽度の段階で適切なサービス利用につなげることが求められます。

(3) 介護者支援の強化

在宅介護実態調査において、「在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じる介護」として「認知症への対応」、「日常生活の介助」、「外出支援」があげられています。

在宅生活の継続には、訪問系サービスの利用を軸としながら、必要に応じて通所系サービス・短期入所サービスといった介護保険の各サービスを組み合わせる利用していくことが効果的であり、このような複数の支援・サービスをいかに一体的に提供していくかが重要になります。また、介護者自身の高齢化もみられることから、介護サービスに関する情報の発信やきめ細かな相談体制づくりなどにより、適切なサービスを提供するなど、介護者の心身の負担軽減に向けた取組みが求められます。

6 計画の基本理念・基本目標

(1) 基本理念

本市では、平成28年3月に「教育・観光・環境が豊かな文化都市」を将来像とする「男鹿市総合計画」を策定しました。この総合計画は、まちづくりにおける最上位計画となるものであることから、総合計画におけるまちづくりの基本目標のひとつである「保健及び福祉の増進」で掲げている「ともに暮らし、ともに助け合う環境を整備し、生きがいと安らぎに満ちたまちづくり」を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念

地域と市民が支え合い

安心して暮らせるまち 男鹿市

(2) 基本目標

1 介護予防の充実

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、健康寿命の延伸を目指した高齢者の健康づくりを推進します。

また、高齢者の状態像に応じて、介護予防の取り組みや活動に参加できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。

2 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（スポーツ・地域貢献・就業等）に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

3 安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援サービスの充実やより良い生活環境づくりに取り組みます。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

これまでの地域包括ケアシステムは高齢者へのケアを念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方は、障がい者や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援にも通じるものがあります。これまでの高齢者のケアを念頭に置いたシステムから、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に努めます。

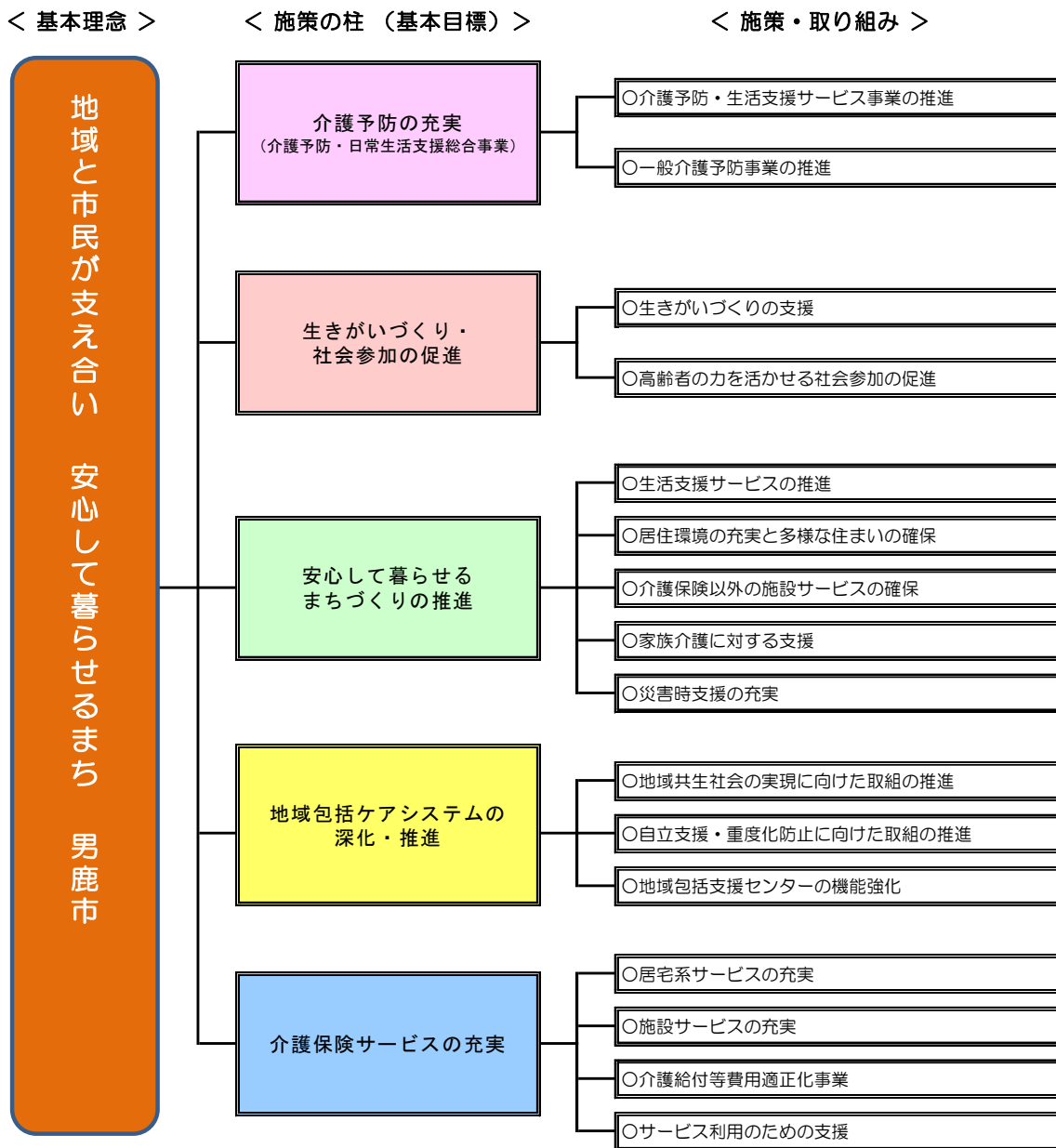
5 介護保険サービスの充実

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活することができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

また、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層サービスの質や利便性の向上に努めるとともに、家族の負担軽減及び相談支援の充実に努めます。

7 計画の体系

計画の基本理念のもと、施策の柱、個別施策の体系は以下のようになります。



8 男鹿市の介護サービス基盤の状況

平成 29 年 10 月現在、本市には居宅系のサービスの基盤として、居宅介護支援・介護予防支援が 22 事業所、居宅サービス・介護予防サービスが 43 事業所、地域密着型サービスが 18 事業所あります。また、施設サービス基盤は、6 施設で、うち介護老人福祉施設 4 施設、介護老人保健施設 2 施設となっています。市内の介護サービス基盤は、平成 26 年度末と比較して 7 事業所増加しており、平成 29 年度末には、地域密着型介護老人福祉施設が 1 施設新設予定であることから、ほぼ充足されている状況にあります。このことから、第 7 期計画（平成 30～32 年度）中における基盤整備は予定していないものであります。

9 介護保険料算出の流れ

第 1 号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。



10 保険料の算定

第7期計画期間（平成30年度～平成32年度）、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

●保険料の算定

（単位：円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	4,862,715,520	4,946,804,759	5,085,284,936	14,894,805,215
地域支援事業費 (B)	144,140,000	156,500,000	157,600,000	458,240,000
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合 23%】	1,151,576,770	1,173,760,095	1,205,863,535	3,531,200,399
調整交付金相当額 (D)	248,493,726	252,765,238	259,694,247	760,953,211
調整交付金見込額 (E)	450,768,000	450,933,000	456,023,000	1,357,724,000
介護給付費準備基金取崩額 (F)				110,000,000
財政安定化基金取崩額 (G)				0
財政安定化基金償還金 (H)				0
保険料収納必要額 (I)【C+D-E-F-G+H】				2,824,429,610
(J) 予定保険料収納率				99.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K) (第1号被保険者数)	11,056 人	11,079 人	11,086 人	33,220 人
保険料基準額(年額) (L)【I÷J÷K】	85,884 円			
保険料基準額(月額) (M)【L÷12】	7,157 円			

試算の結果、保険料基準月額 7,157 円と算出されました。なお、算出にあたっては、被保険者の所得等に応じた保険料段階は9段階に設定したほか、介護保険財政調整基金 1 億 1 千万円を取り崩して第1号被保険者負担分を減額しました。

11 介護保険料

平成 30 年度から平成 32 年度における、本市の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

●保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する割合	年 額	月 額
第 1 段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80 万円以下の者	0.50	42,942 円	
第 2 段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80 万円を超え 120 万円以下の者	0.75	64,413 円	
第 3 段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 第 1 段階、第 2 段階対象者以外の者	0.75	64,413 円	
第 4 段階	○本人が市町村民税非課税(世帯に課税者 有)かつ本人の公的年金等収入＋合計所得 金額 80 万円以下の者	0.90	77,295 円	
第 5 段階 (基準)	○本人が市町村民税非課税(世帯に課税者 有)かつ第 4 段階対象者以外の者	1.00	85,884 円	7,157 円
第 6 段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額 120 万円未満の者	1.20	103,060 円	
第 7 段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額 200 万円未満の者	1.30	111,649 円	
第 8 段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額 300 万円未満の者	1.50	128,826 円	
第 9 段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額 300 万円以上の者	1.70	146,002 円	

12 計画の進行管理

計画を推進していく上では、市民、地域の保健・医療・福祉の関係機関、行政などがそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが重要です。地域密着型サービス運営委員会、介護保険事業計画策定委員会などの意見を踏まえながら、計画を推進していきます。

(1) 計画の進捗状況の点検

計画策定後は、計画の進捗管理及び庁内各課の連絡調整を行うとともに、地域密着型サービス運営委員会等において事業の実施状況の点検、改善を図るほか、各分野の意見を取り入れながら計画の進捗状況を管理し、事業の円滑な実施に努めます。

(2) 計画の評価・見直し

本計画は、具体的な事業を計画する期間は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年の計画ですが、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年度を見据えた中長期的な計画です。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、平成 32 年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、介護予防効果の実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努めるほか、平成 37 年度に至る中間年度として、中長期的な視点も踏まえた計画の見直しを図り、新たな 3 か年計画（平成 33 年度から平成 35 年度）を策定することになります。

男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画

平成 30 年 3 月

発行 男鹿市

編集 男鹿市介護サービス課

〒010-0595

秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

TEL 0185-24-9119

FAX 0185-32-3955

ホームページアドレス

<http://www.city.oga.akita.jp/>
